

令和元年5月29日

令和元年 第2回杵築市議会定例会

提出議案説明書

令和元年第2回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとことご挨拶を申し上げます。

市議会におかれましては、先の臨時会において、渡辺雄爾新議長、田中正治新副議長がご選出されました。本日、新体制による初の定例会を開会する運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。市勢の進展のため、執行部も新たな気構えで、取り組む所存であります。今後も議員各位のご支援とご理解、ご協力、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます

さて、「令和」という新しい時代が幕を開けました。国の発表によりますと、「令和」は、日本に現存する最も古い和歌集「万葉集」から採用されたもので、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つことや、国民一人ひとりが、それぞれの花を大きく咲かせることができる。」そうした願いが込められているそうです。また、英訳すると "Beautiful Harmony"（美しい調和）という趣旨であると説明しています。

本市は、人口減少や少子高齢化という、かつて経験したことのない大変厳しい時代の中、市の総合計画の将来像である「人・自然・文化が調和した 安心・安全で活力あふれるまち」の実現に向け取り組んでまいりました。

そしてこの新しい令和の時代では、これまで育んできた人と人との繋がりを大切にし、市民の皆様と心を寄せ合いながら、人口減少や少子高齢化などの様々な課題の解決を目指し、希望に満ちた杵築市となるべく、新たな気持ちで取り組んでまいる所存です。

ところで、本日5月29日水曜日は、今年で5回目となる「杵築市チャレンジデー」の開催日です。

今年は秋田県鹿角市かづのと対戦することになり、5月13日に鹿角市かづのの児玉こだま 一ひとし 市長とエール交換を行いました。

チャレンジデーは、カナダが発祥の地とされ、地域のコミュニティ強化と健康づくりを目的に、世界中で開催されている住民参加型のスポーツイベントです。

4年前の初回は、10,280人が参加し、参加率は33.2%でしたが、その後、参加者は順調に伸び、4回目の昨年は、19,261人、参加率64.5%となりました。チャレンジデーに合わせて各種団体がスポーツイベントを開催するなど、市民の皆さんが一体となった取組の成果が数字に現れてきています。

チャレンジデーは、本日、午後9時まで参加が可能となっておりますので、ご参会の議員の皆様も本議会が終わりましたら、ぜひ、健康づくりのために、お知り合いの皆さんをお誘い合わせのうえ、15分以上の運動を行っていただき、チャレンジデー実行委員会事務局までご連絡をいただきたいと思います。

また、多くの市民の皆様が、このチャレンジデーを機会にご自身の健康のことを見つめ直し、楽しく一緒に運動する仲間を作っていたければ幸いです。

それでは、今定例会に提出しました諸議案について、説明申し上げます。

はじめに、議案第63号 令和元年度杵築市一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費を補正するもので、補正額を2億6,930万6千円の増額とし、補正後の予算の総額を203億5,930万6千円といたしました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、山浦地区コミュニティセンター整備事業につい

て、平成30年度に国庫補助事業として採択され、既に平成30年度予算として補正計上しましたので、当初予算計上額全額を減額しました。また、向野地区住民自治協議会及び上地区住民自治協議会の活動助成として、121万7千円、コミュニティ助成事業として、藤ノ川区のコミュニティセンター建設の経費、馬場尾区自主防災組織が災害用資機材・備蓄物品を購入する経費として1,560万円を計上しました。

民生費では、2019プレミアム付商品券事業として5,902万1千円、ひとり親家庭の父母が看護師等の資格を取得するための研修に要する経費助成として、239万2千円を計上しました。

農林水産業費では、「年田営農組合」と「宝財^{ほうざい}営農組合」が合併して設立した「農事組合法人ひがし営農組合」がトラクターを整備する経費、「農事組合法人南俣水里の農場」が大豆コンバインを整備する経費に対する助成810万1千円、45歳以下の認定農業者が規模拡大に要する経費375万円、「農事組合法人カヤノ農産」が、茶園を規模拡大するための県営事業負担金948万1千円を計上しました。

商工費では、「山香温泉風の郷」の浴室棟の改修修繕設計等に要する経費484万9千円を計上しました。

土木費では、市駅錦江橋線の改良工事に伴う仮設道路の設置、213号交差点改良に要する経費2億4,498万9千円を増額計上し、県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金に1,735万円増額計上しました。

消防費では、耐震性貯水槽新設工事に係る国庫補助金の追加内示があったため追加整備分605万円を計上し、杵築速見消防組合山香出張所の改築に要する用地取得と購入用地の測量設計に要する経費418万7千円を計上しました。

教育費では、B&G海洋センター体育館の改修に要する経費にB&G財団の助成が決定したため、3,012万6千円を計上し、総合運

動場の照明をLED化するための経費205万2千円を計上しました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、国・県支出金、繰入金、諸収入、市債等であります。

次に、議案第64号 令和元年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

杵築地域のケーブルテレビ網の更新に要する経費に当初予算計上額に加えて国庫補助金の採択額が2億4,714万3千円増額したため、7億1,274万3千円を増額計上し、次年度以降に予定していた事業を前倒しして実施するものです。

次に、議案第65号 令和元年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、退職被保険者高額療養費において高額療養患者が発生したことによる療養費の増額と産休代替職員を雇用するための経費を計上しました。

次に、議案第66号 令和元年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、低所得者層の負担軽減を目的とした介護保険法施行令改正に伴うシステムの改修に要する経費等を計上しました。

次に、議案第67号 令和元年度杵築市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出では、臨時職員を1名雇用するための経費を計上し、収益的収入では、水道使用料を消費税増税に合わせて改定することによる影響額を計上しました。

次に、議案第68号 令和元年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入において、医業外収益等の消費税増税に伴う影響額を計上しました。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第69号 杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、ケーブルテレビの基本使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第70号 杵築市上地区交流拠点施設条例、議案第71号 杵築市コミュニティセンター条例及び議案第72号 杵築市山香ふれあい広場条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第73号 杵築市税条例等の一部改正については、地方税法の一部改正により、個人市民税においては、未婚のひとり親に係る非課税基準の規定の創設など所要の改正を行い、軽自動車税においては、消費税率の改正後の需要平準化対策に係る臨時的軽減措置の規定を整備するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第74号 杵築市行政財産使用料条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料等の見直しを行うなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第75号 杵築市山香温泉センター（神塩^{こうじお}温泉）条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第76号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員認定資格研修について、指定都市の長も実施できることとなったことから、所要の改正を行うものです。

次に、議案第77号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、連携施設の確保の経過措置の期限を令和6年度まで延長するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第78号 杵築市健康推進館条例及び議案第79号 杵築市平尾台住宅団地汚水処理場条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第80号 杵築市簡易水道事業給水条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、簡易水道事業に係る新規加入金、水道料金単価及びメーター使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第81号 杵築市介護保険条例の一部改正については、消費税率の引上げによる低所得者の保険料軽減強化の完全実施に伴い、令和元年度及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第82号 杵築市山香温泉風の郷条例の一部改正につい

ては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料等の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第83号 杵築市農業集落排水施設条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第84号 杵築市家畜診療使用料条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、畜産技術員が必要に応じて技術等を提供した場合の費用の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第85号 杵築市漁港管理条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料の見直し等を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第86号 杵築市道路占用料徴収条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、道路占用料に加算する消費税率に関する規定を改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第87号 杵築市営住宅条例の一部改正については、松葉台住宅及び立石第2住宅において譲渡処分及び地番整理を行ったため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第88号 杵築市営住宅給水施設条例の制定については、沓掛第1団地及び沓掛第2団地の専用給水施設の管理及び使用料等を定めるため、条例の制定を行うものです。

次に、議案第 89 号 杵築市特定公共賃貸住宅条例及び議案第 90 号 杵築市定住促進住宅条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、住宅使用料に含まれるケーブルテレビ基本使用料が値上げされるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 91 号 杵築市都市公園条例、議案第 92 号 杵築市公共下水道条例及び議案第 93 号 杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 94 号 杵築市立山香工房（^{むらくぼう}夢楽房）条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料等の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 95 号 杵築市きつき城下町資料館条例、議案第 96 号 杵築市杵築城条例、議案第 97 号 杵築市大原邸条例、議案第 98 号 杵築市佐野家条例、議案第 99 号 杵築市重光家条例、議案第 100 号 杵築市磯矢邸条例、議案第 101 号 杵築市 B & G 海洋センター条例及び議案第 102 号 杵築市文化体育館条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 103 号 杵築市水道事業給水条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、水道事業に係る新規加入金、水道料金単価及びメーター使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第104号 杵築市工業用水道事業給水条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、工業用水道事業に係る水道料金単価及びメーター使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第105号 杵築市立山香病院事業に係る料金条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、山香病院の利用に係る料金の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第106号 新市建設計画の変更については、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の施行に伴い、合併特例債の適用期間が、令和7年度まで延長されたことから、今後も新市建設計画に基づく合併特例債の活用を可能にし、将来の行財政運営の負担軽減を図るため、所要の変更を行うものです。

次に、議案第107号 市道の路線認定については、^{わかみやだんちいちごう}若宮団地1号^{せん}線、^{わかみやだんちにごうせん}若宮団地2号線、^{やまてしせん}山手支線及び^{むねちかちゅうがっこうきたせん}宗近中学校北線の路線認定を行うため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提出いたしました予算議案6件、条例議案37件、一般議案2件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第12号から報告第15号について、説明を申し

上げます。

まず、報告第12号 繰越明許費繰越計算書については、平成30年度杵築市一般会計予算のうち、諸般の事情により33億4,648万2千円を令和元年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第13号 繰越明許費繰越計算書については、平成30年度杵築市公共下水道事業特別会計予算のうち、諸般の事情により2億1,599万5千円を令和元年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第14号 繰越明許費繰越計算書については、平成30年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算のうち、諸般の事情により197万3千円を令和元年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第15号 繰越計算書については、平成30年度杵築市水道事業会計予算のうち、諸般の事情により1億218万4千円を令和元年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

